

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 283

事務事業名	未熟児養育事業
-------	---------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	こども未来部		
課名	こども家庭課		
課長名	山下 浩典	内線	170
担当者名	角野 章子	内線	170

基本目標		人を育むまち
政策	010102	子育てしやすいまちづくり
施策		親と子の健康増進
関連施策		

会計	1	一般会計
款	4	衛生費
項	1	保健衛生費
目	1	保健衛生総務費
事業コード	100000	未熟児養育事業

事業類型	4	ソフト事業(任意)
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	出生体重が2,000g以下の者及び生活力が特に薄弱である等の母子保健法第6条第6項に規定される未熟児。養育医療に関しては、そのうち、特に医師が入院養育を必要と認めたもの。		
意図 対象をどのような状態にしたいか	出生後、必要な医療の給付を行い、正常な心身の諸機能を獲得するための支援を行う。また、保健師による訪問指導を実施し、産後の母親の体調管理を含め、未熟児の順調な養育を支援する。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	①養育医療の給付 養育のため指定医療機関(病院または診療所)に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付(養育医療に要する費用の支給)を行う。 ②未熟児の訪問指導 保健師が、未熟児及び保護者を訪問し、必要な助言指導を行う。		
事業期間	平成 25 年度 ~ 平成 年度	実施方法	直営
根拠法令、要綱等	母子保健法 第18条・19条・20条		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 養育医療給付件数(延)	計画値	66	120	103	80	
		実績値	102	71	73		
	達成度	%	154.5%	59.2%	70.9%		
	② 未熟児(低体重児)訪問指導件数(実)	計画値	25	75	75		
実績値		73	69	59			
達成度	%	292.0%	92.0%	78.7%			
成果指標	① 未熟児訪問指導率	計画値	100	100	100	100	
		実績値	100	100	100		
	達成度	%	99.9%	100.0%	100.0%		
	② 未熟児訪問指導の実件数/未熟児出生数	計画値					
実績値							
達成度	%						

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	9,665	6,527	3,972	7,377	5,507	5,507	5,507	0
国庫支出金	3,552	2,510	1,553	2,832	2,165	2,165	2,165	
県支出金	1,776	1,255	776	1,416	1,082	1,082	1,082	
地方債								
その他	1,776	1,586	761	1,688	1,157	1,157	1,157	
一般財源	2,561	1,176	882	1,441	1,103	1,103	1,103	
② 人件費(千円)	2,262	2,739	2,386	2,156	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.26	0.34	0.31	0.28				
時間外勤務(時間)	98	85	100	60				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	11,927	9,266	6,358	9,533				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	健康管理システム「健康かるて」に、未熟養育医療の情報を管理するようシステムをカスタマイズし、事務の簡素化をはかり、妊娠期からの情報とともに一元管理し、保健指導に活用するようにしている。
事業が抱える問題・課題等	未熟児養育医療の申請件数の予測がたたないため、予算と実績額に差が生じる可能性を含んでいる。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	事務改善等効率化、簡素化の余地なし。						
【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし		
保護者の徴収金は未熟児養育医療費等の国庫負担金交付要綱で決まっているため、見直しの余地なし。							

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	周産期医療支援システムを活用して、ハイリスク妊婦の早期発見・支援を行っていく。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	ハイリスク妊婦への早期支援により、未熟児出生をできるだけ少なくする。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。